

財政法の一部を改正する法律案要綱

一 文教・科学振興費の財源とする公債の発行等

- 1 文教・科学振興費の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行すること等ができること。

(第4条第1項ただし書関係)

- 2 文教・科学振興費の範囲については、毎会計年度、国会の議決を経なければならないこと。

(第4条第3項関係)

- 3 予算総則には、文教・科学振興費の範囲に関する規定を設けるものとする。

(第22条第2号関係)

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

(附則関係)